

別添

農業機械安全性検査
—安全装備検査基準（案）—

—令和7年基準（仮称）—
（事務局案）

令和〇年〇月〇日制定

Ver.令和5年12月18日

	乗 ト ラ	歩 ト ラ	コ ン バ イ ン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver2.1)	基準(案)	解説(案)	附則
						a	b	c	d	e	f				
1	○	○	○	○	○	1	0	0	0	0	0	危険源からの防護			
2	○	○	○	○	○	1	1	0	0	0	0	総則			
3	○	○	○	○	○	1	1	1	0	0	0	農業機械・施設における危険源は、通常の作業、意図する使用、機能不良状態での使用、及び合理的に予見可能な誤使用において、当該農業機械・施設を使用する作業員及び共同作業員に危険を及ぼすことのないよう、以下に示すいずれかの方法により防護されていること。なお、【用語及び定義】に示す「12. 危険を及ぼすおそれのないもの」に該当するものはこの限りでない。			
4	○	○	○	○	○	1	2	0	0	0	0	安全距離による危険源からの防護			
5	○	○	○	○	○	1	2	1	0	0	0	次の可動部等は、安全距離を確保することにより、作業員の接触に伴う危険が生じるおそれのないよう防護されていること。ただし、「1.7 電気的手段による危険源からの防護」に示す手段を用いる場合はこの限りでない。			
6	○	○	○	○	○	1	2	1	1	0	0	作業員に危害を与え得るエネルギーを有する可動部。	必要最小限の作用部を除く、作業員に危害を与え得るエネルギーを有する可動部。		R8年度まで適用。
7	○	○	○	○	○	1	2	1	1	0	0	作業員に危害を与え得るエネルギーを有する可動部。			R9年度から適用。
8	○	○	○	○	○	1	2	1	2	0	0	感電のおそれがある、被覆又は密閉されていない電気配線及び接点。			
9	○	○	○	○	○	1	2	2	0	0	0	1.2.1に定める以外に高温部、突起部及び鋭利な端面等の危険源に対して、安全距離を確保することにより作業員の接触に伴う危険が生じるおそれのないよう防護する場合は、同規定を適用する。		排気管は、動力源の供給及び遮断、運転、操作、作業位置へのアクセス時(乗用型の機械にあっては乗降時を含む)並びに燃料供給時に不意に接触するおそれのない構造であればよい。 リコイルスタータを有する機械の排気口にあっては、ガード(保護構造物)と同一平面もしくはガードより内側にあること。	
10	○	○	○	○	○	1	2	2	1	0	0	排気管は、動力源の供給及び遮断、運転、操作、作業位置へのアクセス時(乗用型の機械にあっては乗降時を含む)並びに燃料供給時に接触するおそれのない構造であること。	(1.2.2の解説に移動)		
11	×	○	×	○	×	1	2	2	2	0	0	リコイルスタータを有する機械の排気口にあっては、ガード(保護構造物)と同一平面もしくはガードより内側にあること。	(1.2.2の解説に移動)		
12	○	○	○	○	○	1	2	3	0	0	0	ガードの構造は、次のとおりであること。			
13	○	○	○	○	○	1	2	3	1	0	0	ガードは、通常の使用条件下で亀裂、破損又は変形しないような強度及び耐久性を有していること。			
14	○	○	○	○	○	1	2	3	2	0	0	通常取外す必要のないガードは、機械に永久的に取付けられる構造であること。永久的に取付ける手段には、工具を要するネジ、割ピン又は通常の工具で取外しができるものを含む。	通常取外す必要のないガードは、機械に永久的に取付けられる構造であること。	永久的に取付けられる手段には、通常の工具で取外しができるものを含む。	
15	○	○	○	○	○	1	2	3	3	0	0	開閉可能なガードにあっては、ヒンジ、リンク等で機械から外れないもので、閉じた状態を保持するための確実な手段を備えていること。			
16	○	○	○	○	○	1	2	4	0	0	0	危険源と作業員の間にはガードを備えること等により安全距離を確保する場合の必要距離は、次のとおりとする。			
17	○	○	○	○	○	1	2	4	1	0	0	危険源が作業員の上方にある場合、上方への安全距離は2700mm以上とする。			
18	○	○	○	○	○	1	2	4	2	0	0	ガードの下側からの安全距離は、基準1.2.4.4又は1.2.4.5の安全距離を適用する。ただし、下肢のみの侵入が想定される場合は、基準1.2.4.6の安全距離を適用することができる。			
19	○	○	○	○	○	1	2	4	3	0	0	ガードを越えて危険源へ接近する際の安全距離(図1参照)は、危険源の高さ、ガードの高さ及び危険源までの水平安全距離に対応した寸法を表1によって決定する。			
20	○	○	○	○	○	1	2	4	4	0	0	ガードの開閉部及び動きを制限する構造物を考慮した場合の安全距離は、表2のとおりとする。			

乗 下 ラ	歩 下 ラ	コ ン バ イン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則	
					a	b	c	d	e	f					
21	○	○	○	○	○	1	2	4	5	0	0	ガードの開口部が長方形又は細長である場合は表3の長方形又は細長に対する安全距離、正方形である場合は表3の正方形に対する安全距離、円形の場合は表3の円形に対する安全距離をそれぞれ適用する。なお、長方形又は細長の開口部においては短辺の長さを開口部の大きさとする。また、表3に挙げた以外の形状の場合、図2の例によって長方形又は細長の開口部の短辺の高さ、正方形の一边の長さ及び円の直径を定め、それぞれについて表3の規定を適用した際の最短の距離を安全距離とする。	ガードの開口部が長方形又は細長である場合は表3の長方形又は細長に対する安全距離、正方形である場合は表3の正方形に対する安全距離、円形の場合は表3の円形に対する安全距離をそれぞれ適用する。	長方形又は細長の開口部においては短辺の長さを開口部の大きさとする。また、表3に挙げた以外の形状の場合、図2の例によって長方形又は細長の開口部の短辺の高さ、正方形の一边の長さ及び円の直径を定め、それぞれについて表3の規定を適用した際の最短の距離を安全距離とする。	
22	○	○	○	○	○	1	2	4	6	0	0	下肢のみの侵入が想定される場合の開口部からの安全距離は、表4のとおりとする。			
23	○	○	○	○	○	1	2	4	7	0	0	挟圧部の最小必要すき間は、表5のとおりとする。			
24	○	○	○	○	○	1	2	5	0	0	0	安全距離に関する共通事項			
25	○	○	○	○	○	1	2	5	1	0	0	基準1.2.4.4の表2において、開口部の大きさが120mmを超える場合は、原則として、開放された空間と同じとみなす。		開口部の大きさが120mmを超える場合にあっては、開口部の位置や周囲の構造などによって、手や腕の動きが制限される場合には、表2の安全距離を使用できる。	
26	○	○	○	○	○	1	2	5	2	0	0	次の場合は、切断部、かみ込み部、高温部及び高圧電気部等、接触により直ちに作業者に許容できない危害を及ぼす危険源である場合を除き、安全距離が表1～4に示す値以下であっても防護されているとみなす。			
27	○	○	○	○	○	1	2	5	2	1	0	危険源とガードの開放端・外側との距離が120mm以上あって、1.2.5.2.3～1.2.5.2.5を満たす場合。			
28	○	○	○	○	○	1	2	5	2	2	0	危険源までの距離が機体外側から550mm以上あって、1.2.5.2.3～1.2.5.2.5を満たす場合。			
29	○	○	○	○	○	1	2	5	2	3	0	危険源の地上高が低く、通常の作業姿勢では危険源に接触することができないと認められる場合。			
30	○	○	○	○	○	1	2	5	2	4	0	危険源と開口部の間に不意な接触を防止するものがあり、作業者が意図的な行動をとらないと危険源に接触できないと認められる場合。			
31	○	○	○	○	○	1	2	5	2	5	0	かみこみ点や接合部のある可動部を除く危険源であって、通常の作業位置より高さ1.8m以上のところにあり、かつ作業時に作業者が接触するおそれのない位置にあると認められる場合。			
32	○	○	○	○	○	1	2	5	3	0	0	動力を遮断した後も回転又は動き続ける機械要素を内蔵する開閉又は取外し可能な点検窓やガードを有する機械は、そのすぐ近くに、回転していることが容易にわかる目印、警報音又は適当な安全標識を備えていること。ただし、ガードを開けると自動的に当該機械要素が停止する場合、5秒以下で当該機械要素が停止する場合又は停止しないとガードが開けられない構造の場合はこの限りでない。			
33	○	○	○	○	○	1	2	5	4	0	0	取外し可能なガードは、通常の作業で開閉を要する箇所のみについて用いることができる。ただし、当該ガードは、容易にかつ確実に機体に取付けられる構造であること。また、当該ガードには、取り外し後のガードの取付けを喚起する安全標識を貼付すること。	取外し可能なガードは、通常の作業で開閉を要する箇所のみについて用いることができる。	取外し可能なガードは、容易にかつ確実に機体に取付けられる構造であること。また、当該ガード、もしくは当該ガード近傍の本機側に、取り外し後のガードの取付けを喚起する安全標識を貼付すること。	
34	○	○	○	○	○	1	2	5	5	0	0	ガードは、ステップ又はそれに類して使用できる場合であって、これを禁止していない場合は、1200Nの垂直荷重に耐えられること。また、プラットフォームとしての機能を有する場合は、それに必要な強度を有していること。			
35	○	○	○	○	×	1	2	6	0	0	0	始動ブリーフ及び始動クランク差込軸は、固定又は開閉可能なガードで防護されていること。ただし、回転軸端がケースと同一平面又はケースより内側にある始動クランク差込軸は防護不要とする。			
36	×	×	○	×	×	1	2	7	0	0	0	引起こし・搬送用ベルト及びチェーン			
37	×	×	×	×	×	1	2	7	1	0	0	非作用側にあつては、ベルト又はチェーンの駆動輪及び遊動輪の軸を結ぶ延長線まで防護すること。また、安全距離によって防護を行う場合には、上記延長線とベルト又はチェーンの外周の交点を通り、上記延長線に直交する線まで、基準1.2.4又は基準1.2.5.2を満足するよう防護すること(図3)。	(削除する)		

	乗 下 ラ	歩 下 ラ	コ ン バ イン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則	
						a	b	c	d	e	f					
38	×	×	○	×	×	1	2	7	2	0	0	0	フィードチェンの非作用側は、上記1.2.7.1によらず、チェン前端又は後端のスプロケットについて、その軸芯と防護される範囲の最外端のチェン外周を結んだ直線と、両スプロケット中心を結んだ直線のなす角度が、他方の軸芯の方向を180度としたとき、45度以下になるように防護すること。また、安全距離によって防護を行う場合には、上記直線とチェン外周の交点を通る鉛直線まで、基準1.2.4又は基準1.2.5.2を満足するよう防護すること(図4)。	インテンション装置によって稼働するフィードチェン等のわらの搬送を行うチェンの非作用側は、チェン前端又は後端のスプロケットについて、その軸芯と防護される範囲の最外端のチェン外周を結んだ直線と、両スプロケット中心を結んだ直線のなす角度が、他方の軸芯の方向を180度としたとき、45度以下になるように防護すること。また、安全距離によって防護を行う場合には、上記直線とチェン外周の交点を通る鉛直線まで、基準1.2.4又は基準1.2.5.2を満足するよう防護すること(図4)。	両手で操作を継続している間においてのみ可動部が稼働するインテンション装置によって、作業位置が限定される場合にあっては、この限りではない。	
39	×	×	○	×	○	1	2	8	0	0	0	0	コンベヤ			
40	×	×	×	×	×	1	2	8	1	0	0	0	非作用側にあつては、コンベヤの駆動輪及び遊動輪の軸芯を結ぶ延長線まで防護すること。また、安全距離によって防護を行う場合には、上記延長線とベルト又はチェンの外周の交点を通り、上記延長線に直交する線まで、基準1.2.4又は基準1.2.5.2を満足するよう防護すること。	(削除する)		
41	×	×	○	×	○	1	2	8	2	0	0	0	穀粒の排出・取出しを目的とするスクリュコンベヤ、スロワその他のコンベヤの排出部については、次のいずれかに該当する場合は防護されているとみなす。			
42	×	×	○	×	○	1	2	8	2	1	0	0	可動部までの距離がガードの開放端・外側より550mm以上(排出筒の細いもの又はわん曲しているもの、もしくはその内部に網等があるものについては、基準1.2.4を満足する長さ)ある場合。			
43	×	×	○	×	○	1	2	8	2	2	0	0	基準1.2.5.2.1に該当する場合。ただし、排出口に作業者が存在する可能性がある機械では、当該作業者についてもこれを満足すること。			
44	×	×	○	×	○	1	2	8	2	3	0	0	ねじ羽根部分がケーシングの内側にあるスクリュコンベヤで、可動部までの距離がガード開放端・外側から230mm以上ある場合。			
45	×	×	×	×	×	1	2	8	2	4	0	0	茎葉等を排出するコンベヤは、ガードの開放端・外側からコンベヤとの水平距離が120mm以上となるよう防護すること。なお、ロータリバケットにあつては、ローラー部のかみこみ点を防護すること。	(検査対象ではないため削除)		
46	○	○	○	○	×	1	2	9	0	0	0	0	走行部			
47	○	○	○	○	×	1	2	9	1	0	0	0	通常の作業位置において作業者が車輪等に巻き込まれないように泥よけ、フートプレート等によって隔られていること。			
48	○	×	○	○	×	1	2	9	2	0	0	0	走行中に手等が挟まれないよう、タイヤとフェンダーの間隙は50mm以上であること。	走行中にタイヤとフェンダー等の部位に手等が挟まれるおそれがある箇所については、タイヤとフェンダーの間隙は50mm以上であること。		
49	○	○	○	○	○	1	2	10	0	0	0	0	揺動部は、作業者が接触しないようガードで防護すること。また、揺動部分と本機の間等の挟圧のおそれのある部分は、指、手等が入らないようにガードで防護するか又は表5に示す最小間隙が確保されていること。			
50	○	○	×	×	×	1	2	11	0	0	0	0	PTO軸は、ガードで防護されていること。また、PTO軸を使用しないときは、軸端部が開放されていない固定キャップで防護されていること。キャップは、ねじ込み又はボルト等で機体に確実に固定されていること。	PTO軸は、ガードで防護されていること。	PTO軸の上面及び側面を防護するガード(マスターシールド)の寸法は、ISO500等に準拠したものであること。PTO軸の上面及び側面を防護するガード(マスターシールド)の寸法は、ISO500等に準拠したものであること。ただし、農用トラクター(乗用型)において特殊3点リンク及び2点リンクのもの並びに農用トラクター(歩行型)あつては、作業機装着時に回転部に作業者が接触しない構造であれば、この限りではない。作業機に装備されたアタッチメント等駆動用の動力取出軸にあつては、上面及び側面も防護されていること。	
51	○	○	×	×	×	1	2	11	1	0	0	0	PTO軸の上面及び側面を防護するガード(マスターシールド)の寸法は、ISO500等に準拠したものであること。ただし、1.2.11.2で定める場合はこの限りでない。	(1.2.11の解説に移動)		
52	○	○	×	×	×	1	2	11	2	0	0	0	農用トラクター(乗用型)において特殊3点リンク及び2点リンクのもの並びに農用トラクター(歩行型)は、作業機装着時に回転部に作業者が接触しない構造であること。	(1.2.11の解説に移動)		
53	○	○	×	×	×	1	2	11	3	0	0	0	作業機に装備されたアタッチメント等駆動用の動力取出軸にあつては、上面及び側面も防護されていること。	(1.2.11の解説に移動)		

乗 ト ラ	歩 ト ラ	コ ン バ イ ン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則	
					a	b	c	d	e	f					
54	○	○	×	×	×	1	2	12	0	0	0	動力取入軸は、その上面及び側面を覆い、かつ、軸又はカップリング、クラッチ等の一部が露出しないようにPTO伝動軸のガードとオーバーラップするようなガードで防護されていること。		動力取入軸のガードは、軸(カップリング、クラッチを含む)の一部が露出しないよう自在継手付きPTO伝動軸のガードとオーバーラップしていること。	
55	○	○	×	×	×	1	2	12	1	0	0	動力取入軸のガードは、軸(カップリング、クラッチを含む)の一部が露出しないよう自在継手付きPTO伝動軸のガードとオーバーラップしていること。	(1.2.12の解説に移動)		
56	○	○	×	○	×	1	2	13	0	0	0	PTO軸及び動力取入軸のガードは、基準1.2.4を満たしていること。		ガードは、通常の使用条件下で破損しないような強度を有していること。使用者が乗ることを意図して設計されたガードは、1200Nの垂直荷重に耐えられること。ガードは、確実に取付けられていて工具を使わないと取外せない構造であること。なお、自在継手付きPTO伝動軸のガードは、樹脂製でもよい。	
57	○	○	×	○	×	1	2	13	1	0	0	ガードは、通常の使用条件下で破損しないような強度を有していること。	(1.2.13の解説に移動)		
58	○	○	×	○	×	1	2	13	2	0	0	使用者が乗ることを意図して設計されたガードは、1200Nの垂直荷重に耐えられること。	(1.2.13の解説に移動)		
59	○	○	×	○	×	1	2	13	3	0	0	ガードは、確実に取付けられていて工具を使わないと取外せない構造であること。なお、自在継手付きPTO伝動軸のガードは、樹脂製でもよい。	(1.2.13の解説に移動)		
60	○	○	×	×	×	1	2	14	0	0	0	自在継手付きPTO伝動軸は、自在継手を含む全面がガードで防護され、ガードには確実に安全な回り止めが設けられていること。			
61	×	×	○	×	×	1	2	15	0	0	0	デバイダーの先端には、着脱可能なガードが設けられていること。ただし、先端が危険を及ぼすおそれのない丸味を有する構造である場合又は先端を取り外すことにより危険のない丸味を有する構造となる場合はこの限りでない。			
62	×	×	○	×	×	1	2	15	1	0	0	回転式デバイダーは、先端部のガードの他にその側方がガードで防護されていること。ただし、作業者が接触するおそれがないと認められる場合はこの限りでない。	(削除する)		
63	○	○	○	○	○	1	2	16	0	0	0	作業者が接触する部分やガードには、鋭利な端面がないこと。			
64	×	○	×	×	×	1	2	17	0	0	0	農用トラクター(歩行型)のロータリー後部のガード下側の開放端から耕うん爪先端までの垂直方向の間隔は、25mm以下であること。なお、後部のガードは、作業上支障のある部分に限り、十分な強度のあるゴムシート等でもよい。	農用トラクター(歩行型)のロータリー後部のガード下側の開放端から耕うん爪先端までの垂直方向の間隔は、25mm以下であること。	後部のガードは、作業上支障のある部分に限り、十分な強度のあるゴムシート等でもよい。	
65	×	×	○	×	×	1	2	18	0	0	0	さい断部への作物の供給又は排出が動力によって行われるものであって、作物の移動に応じて自動閉鎖し、かつ、作物が供給されない状態において基準1.2.4又は基準1.2.5.2を満たすものは、防護されているとみなす。			
66	×	×	○	×	×	1	2	18	1	0	0	排出口が下向きであって、ガードの開放端と回転刃までの距離がガードの開放端の地上高以上である場合は、防護されているとみなす。			
67	×	×	×	×	×	1	2	18	2	0	0	農用さい断機の供給口側にあつては、作業者が供給を行うことができる全ての方向について、ガードの開放端又は機体外側から可動部までの距離が550mm以上であること。	(検査対象ではないため削除)		
68	×	×	○	×	×	1	2	19	0	0	0	刈刃は、移動格納時に刈刃全面を覆うガードを備えていること。ただし、刈刃の前方に引起し装置等を有する場合はこの限りでない。	刈刃は、移動格納時に刈刃全面を覆うガードを備え、刈刃側方が水平方向に突出していない場合は、防護されているとみなす。	刈刃の前方に引起し装置等を有する場合は、移動格納時のガードを備えなくてもよい。	
69	×	×	×	×	×	1	2	20	0	0	0	動力刈取機(結束型)の放出アームにあつては、作用する範囲(稗の通路を除く)の上面をガードで防護すること。	(検査対象ではないため削除)		
70	×	×	×	×	×	1	2	21	0	0	0	単軌条運搬機は、レールと駆動輪又は走行ローラーの間に指等が挟まれないように機体前後に排障器を備えていること。	(検査対象ではないため削除)		
71	○	×	○	○	×	1	3	0	0	0	0	転倒、追突等の危険源からの防護			

	乗 ト ラ	歩 ト ラ	コ ン バ イ ン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則
						a	b	c	d	e	f				
72	○	×	○	○	×	1	3	1	0	0	0	乗用型の機械にあっては、走行状態にしたときに30度まで傾けても転倒しない左右の安定度を有していること。ただし、特殊な構造の機械であって、転倒予防警報装置等の転倒防止のための対策が施されているものはこの限りでない。	乗用型の機械にあっては、走行状態にしたときに30度まで傾けても転倒しない左右の安定度を有していること。	作業上、地上高や輪距等に制約がある田植機であって、転倒予防警報装置等の転倒防止のための機能を持つ場合はこの限りでない。 安定度(静的転倒角)は、傾斜台を用いて静的に測定するか又は重心位置から計算で算出するものとする。 安定度の測定又は計算は、空車、標準装備で、走行状態とする。	
73	○	×	○	○	×	1	3	1	1	0	0	安定度(静的転倒角)は、傾斜台を用いて静的に測定するか又は重心位置から計算で算出するものとする。	(1.3.1の解説に移動)		
74	○	×	○	○	×	1	3	1	2	0	0	安定度の測定又は計算は、空車、標準装備で、走行状態とする。	(1.3.1の解説に移動)		
75	○	×	○	○	×	1	3	2	0	0	0	かじ取車輪の接地部にかかる質量の総和は、機体質量の20%以上であること。また、付属作業機の装着が可能な機械にあっては、かじ取車輪にかかる荷重はそれらを装着したときも基準を満たしていること。ただし、バランスウエイトの装備が可能で、取扱説明書に適切な指示が記載されている場合は基準を満たしているのみならず。			
76	○	×	×	×	×	1	3	3	0	0	0	農用トラクター(乗用型)には、検査に合格した安全キャブ又は安全フレームが装着されていること。また、農用運搬機(乗用型)及び座席を有する圃場内運搬機にあっては、検査に合格した安全フレームが用意されており、その安全フレームが装着可能な構造であること。ただし、農用運搬機(乗用型)及び座席を有する圃場内運搬機のうち、走行装置の配列が特殊であるもの又は安全フレームに代わる運転者保護のための装備がなされていると認められるものを除く。	農用トラクター(乗用型)には、検査に合格した安全キャブ又は安全フレームが装着されていること。		
77	○	×	×	×	×	1	3	3	1	0	0	(新規)	シートベルトリマインダーを備えること。なお、ランプ等は運転者が容易に確認できる位置に「赤色」の点灯あるいは点滅で表示されるものとし、日中に他の表示ランプ等と明確に判別できるものであること。また、警報音については、運転者が警報として認識できるものであること。	「ロボット・自動化農機検査の主要な実施方法及び基準—ロボット農機(トラクター)用—」の対象となる農用トラクター(乗用型)にあっては、同基準2の(2)に定める自動モード時は1.3.3.1の機構を停止させてもよい。	
78	○	×	×	×	×	1	3	3	1	1	0	(新規)	イグニッションスイッチがONの状態にあって、かつ、シートベルト非装着の状態においては、ランプ等による表示を30秒以上にわたって行うこと(第1レベル警報)。また、表示中にシートベルトが装着された場合には表示を停止させること。なお、表示中に運転者が離席した場合には表示を停止させてもよい。		
79	○	×	×	×	×	1	3	3	1	2	0	(新規)	走行中であって、かつ、シートベルト非装着の状態が指定の時間を超えた場合においては、ランプ等による表示及び警報音の吹鳴を30秒以上にわたって行うこと。なお、指定の時間は60秒を超えないものとする(第2レベル警報)。また、シートベルトリマインダーの作動中にシートベルトが装着された場合には表示及び警報音を停止させること。なお、作動中に機械が停止した場合には警報音の作動を停止させてもよい。		
80	○	×	○	○	×	1	3	4	0	0	0	道路走行が可能な低速車両は、走行中に低速車両であることを後続の車両に知らせるための表示を備えること。		低速車両であることを知らせる表示は、ANSI/ASAE規格S276・ECE規格No.69に規定されるもの又はこれと形状及び性能要件が同様で高さが250mm程度のものとする。 表示を装備した道路走行状態で、昼間及び夜間において、機体後方にある車両よりその表示が確認できること。 作業のために取外す等、一時的に位置を変えることのできる構造の表示については、道路走行時には元の表示位置に戻すよう注意を喚起する安全標識を備えること。	
81	○	×	○	○	×	1	3	4	1	0	0	低速車両であることを知らせる表示は、ANSI/ASAE規格S276・ECE規格No.69に規定されるもの又はこれと形状及び性能要件が同様で高さが250mm程度のものとする。	(1.3.4の解説に移動)		
82	○	×	○	○	×	1	3	4	2	0	0	表示を装備した道路走行状態で、昼間及び夜間において、機体後方にある車両よりその表示が確認できること。	(1.3.4の解説に移動)		

	乗 ト ラ	歩 ト ラ	コ ン バ イ ン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則
						a	b	c	d	e	f				
83	○	×	○	○	×	1	3	4	3	0	0	作業のために取外す等、一時的に位置を変えることのできる構造の表示については、道路走行時には元の表示位置に戻すよう注意を喚起する安全標識を備えること。	(1.3.4の解説に移動)		
84	○	○	○	○	○	1	4	0	0	0	0	火気等の危険源からの防護			
85	○	○	○	○	○	1	4	1	0	0	0	ごみ、作物くず等が排気マニホールド、マフラー、排気管に堆積しない構造であること。			
86	○	○	○	○	○	1	4	2	0	0	0	燃料供給時にオーバーフローした燃料が、高温部にかからない構造であること。		オーバーフローした燃料が高温部にかかるおそれがある場合は、燃料タンクの給油口に受け皿を設け、オーバーフローした燃料を逃がすパイプが備えてあること。 2サイクル機関の始動操作時に、燃料が機外にこぼれない構造であること。	
87	○	○	○	○	○	1	4	2	1	0	0	燃料タンクの給油口に受け皿を設け、オーバーフローした燃料を逃がすパイプが備えてあること。ただし、オーバーフローした燃料が高温部にかからない構造である場合はこの限りでない。	(1.4.2の解説に移動)		
88	×	○	×	×	×	1	4	2	2	0	0	2サイクル機関の始動操作時に、燃料が機外にこぼれない構造であること。	(1.4.2の解説に移動)		
89	×	×	×	×	○	1	4	3	0	0	0	乾燥機(穀物用循環型)の火炉は、異常燃焼が発生するおそれのない構造であること。風量の低下、設定最高温度の超過又はバーナーの失火等が発生したときには、これらを検出し燃料を遮断する構造であること。バーナーは、ロータリーバーナー、ガンタイプバーナー等、燃料供給の遮断と同時に燃焼が停止する構造のものであること。	乾燥機(穀物用循環型)の火炉は、異常燃焼が発生するおそれのない構造であること。	風量の低下、設定最高温度の超過又はバーナーの失火等が発生したときには、これらを検出し燃料を遮断する構造であること。バーナーは、ロータリーバーナー、ガンタイプバーナー等、燃料供給の遮断と同時に燃焼が停止する構造のものであること。	
90	○	○	○	○	○	1	4	4	0	0	0	排気管の出口は、作業者に直接排気ガスがかからないような位置及び方向であること。キャビンが装備されている場合は、排気管の出口はキャビンの空気取入口に向いていないこと。	排気管の出口は、作業者に直接排気ガスがかからないような位置及び方向であること。	キャビンが装備されている場合は、排気管の出口はキャビンの空気取入口に向いていないこと。	
91	×	×	○	×	×	1	5	0	0	0	0	飛散物等の危険源からの防護			
92	×	×	○	×	×	1	5	1	0	0	0	通常の作業位置で、作業者が石れき、作物の切断物、刈刃の破片等の飛散により危害を受けるおそれのないよう防護されていること。ただし、機体が防護の機能を有すると認められる場合はこの限りでない。	通常の作業位置(点検及び調整作業を除く)で、作業者が石れき、作物の切断物、刈刃の破片等の飛散により危害を受けるおそれのないよう防護されていること。ただし、機体が防護の機能を有すると認められる場合はこの限りでない。		
93	×	×	○	×	×	1	5	2	0	0	0	刈刃が形成する水平面より下側まで、ガードで防護すること。また、ガード取付け位置が明確で、使用中容易に動かないこと。	(削除する)		
94	×	×	○	×	×	1	5	3	0	0	0	刈刃、ギアケース等が脱落、飛散しない構造であること。なお、動力刈取機(刈払型)のギアケース脱落防止ねじは駆動軸外筒に食い込むか又は貫通していること。また、刈刃の固定にあつては、ダブルナットで端部に袋ナットを使用するか又はナット及びボルトの頭が直接地表等に接触しない構造であること。	(削除する)		
95	○	○	○	○	○	1	6	0	0	0	0	電気装置等の危険源からの防護			
96	○	○	○	○	○	1	6	1	0	0	0	電気用品安全法施行令(昭和37年政令第324号)第1条及び同2項に該当する農業機械・施設又はその構成部分は、電気用品の技術上の基準を定める省令(平成25年経済産業省令第34号)に適合していること。なお、法令への適合の確認は、書面又は表示によって行うことができるものとする。	電気用品安全法施行令(昭和37年政令第324号)第1条及び同2項に該当する農業機械・施設又はその構成部分は、電気用品の技術上の基準を定める省令(平成25年経済産業省令第34号)に適合していること。	法令への適合の確認は、書面又は表示によって行うことができるものとする。	
97	○	○	○	○	○	1	6	2	0	0	0	作業者が、通常の作業及び作業者が対処すべき異常事態等において、電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)第1条で定める軽微な工事を除き電気工事を行う必要のない構造であること。			
98	○	○	○	○	○	1	6	3	0	0	0	高圧電気部は、通常の作業において接触することのないよう防護されていること。被覆又は密閉されていない部分は、基準1.2の各項目に定める安全距離を有する構造とすること。		被覆、密閉及びガードは、通常の作業及び各部の開閉等によって損傷を受けない構造であること。	
99	○	○	○	○	○	1	6	4	0	0	0	基準1.6.3のための被覆、密閉及びガードは、通常の作業及び各部の開閉等によって損傷を受けない構造であること。	(1.6.3の解説に移動)		
100	○	○	○	○	×	1	6	5	0	0	0	バッテリーを有する機械では、バッテリーは電解液等による作業員への危害がないように配置されていること。		バッテリーは運転室に配置しないこと。 点検、保管、充電等の際、機械から取出ししやすい位置にあること。	
101	○	×	○	○	×	1	6	5	1	0	0	バッテリーは運転室に配置しないこと。	(1.6.5の解説に移動)		

	乗 ト ラ	歩 ト ラ	コ ン バ イ ン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則
						a	b	c	d	e	f				
102	○	○	○	○	×	1	6	5	2	0	0	点検、保管、充電等の際、機械から取出ししやすい位置にあること。	(1.6.5の解説に移動)		
103	○	○	○	○	○	1	7	0	0	0	0	電気的手段による危険源からの防護			
104	○	○	○	○	○	1	7	1	0	0	0	危険源からの防護として電氣的検知保護装置が用いられている場合は、当該装置がJIS B 9705-1:2019又は同等の規格におけるパフォーマンスレベル(PL)がc以上であり、かつ、危険源からの安全距離がJIS B 9715:2013の定める最小距離以上であれば、防護されているとみなす。なお、規格への適合の確認は、書面又は表示によって行うことができるものとする。	危険源からの防護として電氣的検知保護装置が用いられている場合は、当該装置がJIS B 9705-1:2019又は同等の規格におけるパフォーマンスレベル(PL)がc以上であり、かつ、危険源からの安全距離がJIS B 9715:2013の定める最小距離以上であれば、防護されているとみなす。	規格への適合の確認は、書面又は表示によって行うことができるものとする。	
105	○	○	○	○	○	1	7	2	0	0	0	電源遮断又は電氣的検知保護装置が作動し停止した場合は、電源復帰又は検知対象物が取り除かれた後に、作業者が再始動又は接続の操作をしない限り危険源が始動又は動力源が接続されない構造であること。			
106	○	○	○	○	○	2	0	0	0	0	0	安全装置			
107	○	○	○	○	○	2	1	0	0	0	0	作業によって、動力源が遮断できる構造であること。			
108	○	○	○	○	○	2	2	0	0	0	0	動力源を遮断する装置のうち1つ以上は、原則として、燃料供給装置、点火装置、弁又はそれらの電源を含む電気接点等の遮断手段と機械的に接続されていること。なお、電子回路による制御装置又は通信手段を介して動力を遮断する構造の場合は制御装置又は通信手段を二重化すること。	動力源を遮断する装置のうち1つ以上は、燃料供給装置、点火装置、弁又はそれらの電源を含む電気接点等の遮断手段と機械的又は電氣的に接続されていること。		
109	○	○	○	○	○	2	3	0	0	0	0	動力源を遮断する装置の操作部は、作業者が容易に操作できる位置にあること。また、ワンタッチで作動し、かつ一旦動力が断たれた後は、再び遮断装置を操作して動力遮断状態を解除し、さらに始動又は接続装置を操作しない限り動力源が始動又は接続されない構造であること。ただし、動力源の遮断装置と始動又は接続装置は、それぞれの操作位置が明確であれば、同一の操作部を有してもよい。	動力源を遮断する装置の操作部は、作業者が容易に操作できる位置にあること。また、ワンタッチで作動し、かつ一旦動力が断たれた後は、再び遮断装置を操作して動力遮断状態を解除し、さらに始動又は接続装置を操作しない限り動力源が始動又は接続されない構造であること。	動力源の遮断装置と始動又は接続装置は、それぞれの操作位置が明確であれば、同一の操作部を有してもよい。	
110	×	×	×	×	○	2	3	1	0	0	0	運転者を除く作業者に対しては、少なくとも動力源の遮断装置がそれぞれの位置において容易に操作できること。	運転者を除くすべての作業者が、それぞれの作業位置において、動力源の遮断装置を容易に操作できること。		
111	×	○	×	×	○	2	3	2	0	0	0	電気を動力源とする機械の始動スイッチは、原則として停電時又は駆動用電源を開路にした場合に自動的に開の状態に動作し、停電が回復しても開の状態を保つことができること。			
112	×	×	×	×	○	2	3	3	0	0	0	定置式機械であって、供給部の位置が変えられるものにあつては、それぞれの位置において容易に操作できること。			
113	○	○	○	○	○	2	4	0	0	0	0	動力源を始動又は接続した際に、作用部が作動しない構造であること。ただし、作用部が密閉されている場合を除く。	動力源を始動した際に、作用部が作動しない構造もしくは動力が接続された状態では始動できない構造であること。	作用部が密閉されている場合、もしくは基準1.2.4の安全距離が確保され危険のおそれがない場合はこの限りでない。	
114	○	○	○	○	×	2	4	1	0	0	0	油圧無段変速機等において、中立位置で操作装置が確実に固定される構造でないものにあつては、主クラッチを切ったときに始動可能とすること。主クラッチがない場合は、駐車ブレーキ作用時に始動可能とすること。			
115	○	○	○	○	×	2	4	2	0	0	0	走行部を含む作用部の動力の断続に遠心クラッチを用いる機械にあつては、始動時に作用部を停止状態に保てるようブレーキ装置等を備えること。			
116	○	○	○	○	○	2	5	0	0	0	0	動力源の接続又はエネルギー供給の有無を表示するランプ、メーター等の装置を有していること。なお、表示装置は、遮断装置又は始動装置と一体としてもよい。ただし、内燃機関においては、作業者が音等によって動力源の始動又は遮断状態を直接認知可能である場合を除く。			
117	○	○	○	○	○	2	6	0	0	0	0	動力源によって昇降する全ての作業場所、作業機及び作用部については、上げた位置において動力源が遮断された際にも、作業者が操作しない限り降下しない構造であること。	動力源による昇降部は、上げた位置において動力源が遮断された際にも、作業者が操作しない限り降下しない構造であること。		

	乗 ト ラ	歩 ト ラ	コ ン バ イン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則
						a	b	c	d	e	f				
118	○	○	○	○	○	2	7	0	0	0	0	昇降固定状態では、不意な作業者の操作又は動力源の遮断によって解除されない構造であること。ただし、挟圧のおそれがある部分に作業者が立ち入ることができない構造である等、不意の昇降が作業者に危害を及ぼすおそれのない場合を除く。	動力源による昇降部には、不意な作業者の操作や動力源の遮断に対しても、昇降部を上げた位置において確実に固定できる構造を備えること。	昇降部を確実に固定できる構造は、機械式ロック装置とする。ただし、油圧機構のものにあつては油圧弁の締切、電磁弁の作動電源の遮断又は昇降操作装置の固定(摩擦による固定を除く)でもよい。なお、油圧締切弁を作業者が直接操作する構造を除き、固定のための操作装置には固定位置が明確に表示されていること。 挟圧のおそれがある部分に作業者が立ち入ることができない構造である等、不意の降下が作業者に危害を及ぼすおそれのない場合を除く。	
119	○	○	○	○	○	2	7	1	0	0	0	昇降部が上昇又は降下しない構造は、機械式ロック装置とする。ただし、油圧機構のものにあつては油圧締切弁、電磁弁の作動電源の遮断又は昇降操作装置の固定(摩擦による固定を除く)でもよい。なお、油圧締切弁を作業者が直接操作する構造を除き、固定のための操作装置には固定位置が明確に表示されていること。	(2.7の解説に移動)		
120	○	○	○	○	○	2	7	2	0	0	0	ねじを用いて手で昇降させるものには、ロック装置を不要とする。			
121	○	×	×	×	×	2	7	3	0	0	0	農用トラクター(乗用型)等の昇降装置で運転席以外にある操作部は、フェンダーの内側で形作られる面よりも外側で操作可能な位置にあること。また、操作装置にはロック装置を設けている等、不意な操作を防止する構造であること。ただし、ボタン操作で操作時のみ作動する場合又は昇降速度が遅い場合又は昇降操作装置の特定位置でのみ操作可能な場合はこの限りでない。	農用トラクター(乗用型)の昇降装置で運転席以外にある操作部は、フェンダーの内側で形作られる面よりも外側で操作可能な位置にあること。また、操作装置にはロック装置を設けている等、不意な操作を防止する構造であること。	ボタン操作で操作時のみ作動する場合又は昇降速度が遅い場合又は昇降操作装置の特定位置でのみ操作可能な場合はこの限りでない。	
122	×	○	×	×	×	2	8	0	0	0	0	歩行運転が可能な機械のうち後進速度段を有するものは、作業者の手が容易に届く位置に動力源の緊急停止装置を備えていること。ただし、手を離すと自動的に主クラッチが切れる構造のもの又は挟圧防止装置を有するものはこの限りでない。	後進速度段を有するものは、作業者の手が容易に届く位置に動力源の緊急停止装置を備えていること。ただし、手を離すと自動的に主クラッチが切れる構造のもの又は挟圧防止装置を有するものはこの限りでない。	動力源の遮断装置は、一回の押し動作によって作動すること。 農用トラクター(歩行型)では標準装備の状態では機体前端が接地した際、ハンドルが持ち上がった状態でも容易に操作できること。	
123	×	○	○	×	×	2	8	1	0	0	0	緊急停止装置は、ワンタッチで作動するものであること。農用トラクター(歩行型)では標準装備の状態では機体前端が接地した際、ハンドルが持ち上がった状態でも容易に操作できること。	(2.8の解説に移動)		
124	×	○	×	×	×	2	9	0	0	0	0	歩行型機械又は歩行運転が可能な機械にあつては、歩行運転の際の前進及び後進の最高速度がそれぞれ7km/h、1.8km/hを超えないこと。ただし、2.9.2～2.9.4に示す特定の機械の後進速度はこの限りでない。	歩行運転の際の前進及び後進の最高速度がそれぞれ7km/h、1.8km/hを超えないこと。ただし、後進で作業を行う機械又はハンドルを標準位置から90度以上回動させて作業者が後退して作業を行う機械にあつては、後進又は後退する方向の走行速度が2.5km/hを超えないこと。		
125	×	○	×	×	×	2	9	1	0	0	0	ハンドルが回動するものは、ハンドルあるいは主変速レバーを回動させた時に、機体の最高走行速度を基準値以下に自動又は一連の動作でけん制する構造であること。ただし、作業者がけん制装置を働かせない限り回動できない構造であつてかつ回動した状態ではけん制装置を解除できない等、誤操作のおそれのないものを除く。	ハンドルが回動するものは、ハンドルあるいは主変速レバーを回動させた時に、機体の最高走行速度を基準値を超えない構造であること。		R8年度まで適用。
126	×	○	×	×	×	2	9	1	0	0	0	ハンドルが回動するものは、ハンドルあるいは主変速レバーを回動させた時に、機体の最高走行速度を基準値以下に自動又は一連の動作でけん制する構造であること。ただし、作業者がけん制装置を働かせない限り回動できない構造であつてかつ回動した状態ではけん制装置を解除できない等、誤操作のおそれのないものを除く。	ハンドルが回動するものは、ハンドルあるいは主変速レバーを回動させた時に、機体の最高走行速度を基準値以下に自動でけん制する構造であること。	作業者がけん制装置を働かせない限り回動できない構造であつてかつ回動した状態ではけん制装置を解除できない等、誤操作のおそれのないものを除く。	R9年度から適用。
127	×	○	×	×	×	2	9	2	0	0	0	農用トラクター(歩行型)には、下記が適用される。	(削除する)		
128	×	○	×	×	×	2	9	2	1	0	0	後進で作業を行う機械は、後進走行速度が2.5km/hを超えないこと。	(2.9の解説に移動)		
129	×	○	×	×	×	2	9	2	2	0	0	ハンドルを標準位置から90度以上回動させ、運転者が後退して作業を行う機械は、ハンドルを回動させた状態で走行可能となった時点で直ちに運転者が後退する方向の走行速度が2.5km/hを超えない構造となること。	(走行速度:2.9の解説に移動) (超えない構造:2.9.1の基準に包含)		
130	×	×	×	×	×	2	9	2	3	0	0	車軸耕うんロータリーを標準とする機械は、後進走行速度が1.8km/hを超えず、手を離すと自動的にクラッチが切れる構造であること。ただし、動力源を用いた後進ができない構造のものはこの限りでない。	(検査対象ではないため削除)		
131	×	×	○	○	×	2	9	3	0	0	0	農用トラクター(歩行型)を除く歩行型機械には、下記が適用される。	(検査対象ではないため削除)		
132	×	×	○	○	×	2	9	3	1	0	0	後進走行速度が1.8km/hを超え、2.5km/h以下である機械は、基準2.8に準ずる安全装置を有すること。	(検査対象ではないため削除)		

	乗 ト ラ	歩 ト ラ	コ ン バ イン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則
						a	b	c	d	e	f				
133	×	×	○	○	×	2	9	3	2	0	0	作業上2.5km/hを超える後進走行速度が必要であって、3.6km/hを超えない機械においては、基準2.8に準ずる安全装置を有すること。また、機械の進路上に運転者が立つ構造で、その安全装置が挟圧防止装置又は動力源の緊急停止装置である場合は、運転者が転倒した場合にも容易に停止操作ができること。	(検査対象ではないため削除)		
134	×	○	×	×	×	2	9	3	3	0	0	ハンドルが標準位置から90度以上回動する機械には、下記が適用される。	(検査対象ではないため削除)		
135	×	○	×	×	×	2	9	3	3	1	0	回動させた状態のときに運転者が後退する方向の走行速度が1.8km/hを超えるが、2.5km/hを超えない構造の機械においては、基準2.8に準ずる安全装置を有すること。	(検査対象ではないため削除)		
136	×	○	×	×	×	2	9	3	3	2	0	回動させた状態のときに運転者が後退する方向に作業上2.5km/hを超える走行速度が必要であって、3.6km/hを超えない構造の機械においては、基準2.8に準ずる安全装置を有すること。また、機械の進路上に運転者が立つ構造で、その安全装置が挟圧防止装置又は動力源の緊急停止装置である場合は運転者が転倒した場合にも容易に停止操作ができること。	(検査対象ではないため削除)		
137	×	○	○	○	×	2	9	4	0	0	0	歩行・乗用兼用の機械は、歩行運転の際に、運転者が前進する方向の走行速度が7km/hを、運転者が後退する方向の走行速度が1.8km/hを、それぞれ超えないようにするけん制装置を有すること。ただし、次に定める機械の運転者が後退する方向の走行速度についてはこの限りでない。	(検査対象ではないため削除)		
138	×	○	○	○	×	2	9	4	1	0	0	運転者が後退する方向の走行速度が2.5km/hを超えないようにするけん制装置を備える機械においては、基準2.8に準ずる安全装置を有すること。	(検査対象ではないため削除)		
139	×	○	○	○	×	2	9	4	2	0	0	運転者が後退する方向に作業上2.5km/hを超える走行速度が必要であって、3.6km/hを超えないようにするけん制装置を備える機械においては、基準2.8に準ずる安全装置を有すること。ただし、機械の進路上に運転者が立つ構造で、その安全装置が挟圧防止装置又は動力源の緊急停止装置である場合は、運転者が転倒した場合にも容易に停止操作ができること。	(検査対象ではないため削除)		
140	×	×	×	○	×	2	9	*	*	*	0	(新規)	安全確保のため、特定の場面において歩行運転を必要とする田植機にあっては、運転者が走行部に巻き込まれるおそれのない操作しやすい位置に運転装置を備え、運転者が後退する方向に1.8km/hを超えない速度での安定した走行が可能であること。		R8年度まで適用。
141	×	×	×	○	×	2	9	*	*	*	0	(新規)	安全確保のため、特定の場面において歩行運転を必要とする田植機にあっては、運転者が操作しやすい位置に走行を停止させる装置及び運転者が後退する方向に1.8km/hを超えないようにするけん制装置を有すること。ただし、けん制された走行速度が1.8km/hを超え、2.5km/h以下である場合は、手を離すと自動的に主クッチが切れる構造を有すること。		R9年度から適用。
142	×	×	○	×	×	2	9	*	*	*	0	(新規)	安全確保のため、特定の場面において歩行運転を必要とするコンバイン(自脱型)にあっては、運転者が走行部に巻き込まれるおそれのない位置に走行を停止させる装置及び運転者が歩行する方向に1.8km/hを超えない速度での安定した走行が可能であること。	走行を停止させる装置は、運転者が一動作で速やかにコンバイン(自脱型)の走行を停止させる構造とすること。	必要とするコンバイン(自脱型)の走行を停止させる構造とすること。
143	×	○	×	×	×	2	10	0	0	0	0	農用トラクター(歩行型)のうち、機体と通常の作業位置との間にロータリーがあるものは、走行変速レバーを後退位置に入れるとロータリーが自動的に停止する装置又はロータリーを停止しないと走行変速レバーが後退位置に入らないけん制装置を備えていること。			
144	×	×	○	×	×	2	11	0	0	0	0	コンバイン(自脱型)には、カッタ部にわら等の詰まりを生じ、取り除かなければならない状態になったときにカッタ部の動力が自動的に断たれる装置を備えていること。なお、カッタ部には、排わらチェンも含まれる。	コンバイン(自脱型)には、カッタ部にわら等の詰まりを生じ、取り除かなければならない状態になったときにカッタ部(排わらチェンを含む)の動力が自動的に断たれる装置を備えていること。	動力源の遮断ではなく、カッタ用動力のみを遮断するものでもよいが、除去作業中に再び動きだすことのない構造であること。	
145	×	×	○	×	×	2	11	1	0	0	0	動力源の遮断ではなく、カッタ用動力のみを遮断するものでもよいが、除去作業中に再び動きだすことのない構造であること。	(2.11の解説に移動)		
146	×	×	○	×	×	2	12	0	0	0	0	コンバイン(自脱型)には、手こぎ作業時に作業者の手が容易に届く位置に2.2を満たす動力源の遮断装置を備えていること。	コンバイン(自脱型)には、手こぎ作業時に作業者の手が容易に届く位置に2.2を満たす動力源の遮断装置を備えていること。	動力源の遮断装置は、手こぎ作業時に作業者の手が容易に届く位置に配置すること。	R8年度まで適用。

	乗 ト ラ	歩 ト ラ	コ ン バ イン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則
						a	b	c	d	e	f				
147	×	×	○	×	×	2	12	0	0	0	0	コンバイン(自脱型)には、手こぎ作業時に作業者の手が容易に届く位置に2.2を満たす動力源の遮断装置を備えていること。	(廃止し、2.19に統合)	(廃止し、2.19に統合)	R9年度に廃止。
148	×	×	×	×	×	2	13	0	0	0	0	防除用機械の給水ポンプは、逆流を防止する構造であること。ただし、構造上逆流しないものを除く。	(検査対象ではないため削除)		
149	×	×	×	×	×	2	14	0	0	0	0	走行式の防除用機械にあっては、運転者への農薬の被曝を防止する構造であること。	(検査対象ではないため削除)		
150	×	×	○	×	×	2	15	0	0	0	0	刈刃を有する機械にあっては、刈刃を容易かつ急速に停止できる構造であること。ただし、通常の作業において作業者が接触するおそれがないと認められる場合はこの限りでない。		刈刃の前面に引起装置がある場合は、停止装置は不要とする。	
151	×	×	×	×	×	2	15	1	0	0	0	動力摘採機のうち、携帯型にあっては片手を離すことで停止し、補助作業者を有するものにあつては、いずれの作業者でも刈刃を停止できるレバーを手元に配置すること。	(検査対象ではないため削除)		
152	×	×	○	×	×	2	15	2	0	0	0	刈刃の前面に引起装置がある場合は、停止装置は不要とする。	(2.15の解説に移動)		
153	×	×	×	×	×	2	16	0	0	0	0	背負型及び肩掛型の機械にあっては、必要に応じて作業者が素早く機体より離脱できる構造であること。	(検査対象ではないため削除)		
154	×	×	×	×	×	2	17	0	0	0	0	動力刈取機(刈払型)のうち動力の断続に遠心クラッチを用いるものにあつては、機関アイドル回転数の+25%の回転数を超えない限り、刈刃が作動しないこと。	(検査対象ではないため削除)		
155	○	×	×	×	×	2	18	0	0	0	0	(新規)	農用トラクター(乗用型)には、PTOインターロックを備えること。		
156	○	×	×	×	×	2	18	1	0	0	0	(新規)	農用トラクター(乗用型)の停車中にPTO軸への動力を接続した状態で運転者が離席した場合に、離席から7秒以内にPTOインターロックを作動させること。なお、この機能は、動力源の遮断によってもよい。		
157	○	×	×	×	×	2	18	2	0	0	0	(新規)	PTOインターロックに対するインテンション装置を備えることができる。なお、当該装置は機械の停車中に、運転者の意図的な操作によってのみ作動可能でなければならない。		
158	○	×	×	×	×	2	18	3	0	0	0	(新規)	2.18.2のインテンション装置の作動時に、一定の条件を満たした場合に、当該装置の機能は自動で停止し、再び操作しない限り作動しないこと。		
159	×	×	○	×	×	2	19	0	0	0	0	(新規)	コンバイン(自脱型)には作用部インターロックを備えること。		R9年度から適用。
160	×	×	○	×	×	2	19	1	0	0	0	(新規)	コンバイン(自脱型)の停車中に作業クラッチにより動力を接続した状態で運転者が離席した場合に、離席から7秒以内にインターロックを作動させること。なお、この機能は、動力源の遮断によってもよい。	危険源が密閉されている部位、もしくは基準1.2.4の安全距離が確保された部位、危険を及ぼすおそれがないものにあつては、インターロック装置により停止させる必要はない。	R9年度から適用。
161	×	×	○	×	×	2	19	2	0	0	0	(新規)	作業者に手こぎ作業を行わせる場合、インターロックに対するインテンション装置を備えることができる。なお、当該装置はコンバイン(自脱型)の停車中に、運転者の意図的な操作によってのみ作動可能でなければならない。	インテンション装置によって稼働できる部位は、手こぎ作業に必要な部位に限る。	R9年度から適用。
162	×	×	○	×	×	2	19	3	0	0	0	(新規)	インテンション装置を備える場合、手こぎ作業時に作業者の手が容易に届く位置に2.2を満たすフィードチェンを即時停止できる動力源の遮断装置を備えること。ただし、フィードチェンの稼働のために両手の継続した操作が必要など、手が巻き込まれるおそれがない場合にはこの限りではない。	動力源の遮断装置は、2.2を満たすとともに手こぎ胴カバーあるいは挟やく棒が開く構造であること。	R9年度から適用。
163	×	×	○	×	×	2	19	4	0	0	0	(新規)	インテンション装置の作動時に、一定の条件を満たした場合には、当該装置の機能は自動で停止し、再び操作しない限り作動しないこと。	フィードチェンの稼働のために、両手または片手での継続した操作が必要な構造にあっては、インテンション装置の解除とともにフィードチェンを即時停止させること。	R9年度から適用。
164	×	×	○	×	×	2	20	0	0	0	0	(新規)	田植機には作用部インターロックを備えること。		R9年度から適用。
165	×	×	×	○	×	2	20	1	0	0	0	(新規)	田植機の停車中に作業クラッチにより動力を接続した状態で運転者が離席した場合に、離席から7秒以内にインターロックを作動させること。なお、この機能は、動力源の遮断によってもよい。	危険源が密閉されている部位、もしくは基準1.2.4の安全距離が確保された部位、危険を及ぼすおそれがないものにあつては、インターロック装置により停止させる必要はない。	R9年度から適用。

	乗 ト ラ	歩 ト ラ	コ ン バ イ ン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則
						a	b	c	d	e	f				
166	○	○	○	○	×	3	0	0	0	0	0	制動装置			
167	○	○	○	○	×	3	1	0	0	0	0	自走式機械(単軌条運搬機を除く)は、常用ブレーキ(主ブレーキ)及び駐車ブレーキを備えていること。ただし、歩行型の移動機械であって、走行クラッチを切ることにより容易に停止するものはこの限りでない。	乗用型機械は、常用ブレーキ(主ブレーキ)及び駐車ブレーキを備えていること。 農用トラクター(歩行型)のうち、走行クラッチを切ることにより容易に停止しないものには、常用ブレーキを備え、質量(作業機等の装着が可能な場合はその質量も含む)が90kg以上のものには、駐車ブレーキを備えること。	常用ブレーキの固定装置を備えたものは、これを駐車ブレーキとみなす。 油圧駆動式のものであって、ブレーキ機能を兼ね備えたものはこれを常用ブレーキとみなすが、油圧装置に不具合があっても動き出すことのないよう駐車ブレーキの機能も有すること。 走行クラッチが切れると自動的にブレーキが作動する構造のもの、常用ブレーキの機能を有すること。 また、この場合、走行クラッチレバー又はペダルに固定装置を備えたものは駐車ブレーキの機能も有することとみなす。 駐車ブレーキが無くとも同等の機能を有する構造のものはこの限りでない。	
168	○	○	○	○	×	3	1	1	0	0	0	常用ブレーキの固定装置を備えたものは、これを駐車ブレーキとみなす。	(3.1の解説に移動)		
169	○	○	○	○	×	3	1	2	0	0	0	油圧駆動式のものであって、ブレーキ機能を兼ね備えたものはこれを常用ブレーキとみなすが、油圧装置に不具合があっても動き出すことのないよう駐車ブレーキの機能も有すること。	(3.1の解説に移動)		
170	○	○	○	○	×	3	1	3	0	0	0	走行クラッチが切れると自動的にブレーキが作動する構造のものは、常用ブレーキの機能を有することとみなす。また、この場合、走行クラッチレバー又はペダルに固定装置を備えたものは駐車ブレーキの機能も有することとみなす。	(3.1の解説に移動)		
171	○	○	○	○	×	3	1	4	0	0	0	常用ブレーキは、乾燥した平坦な舗装路面において、無載荷、標準装備の状態、最高速度で走行した場合の停止距離は5m以下で安定した制動が可能であること。ただし、最高速度が20km/hを超えるものについては、走行速度が20km/hの場合の停止距離とする。			
172	○	○	○	○	×	3	1	5	0	0	0	駐車ブレーキは、無載荷、標準装備の状態、静止限界角が前後方向ともに5分の1勾配以上の能力を有すること。			
173	×	○	○	○	×	3	1	6	0	0	0	容易に停止する歩行型機械であって、質量(作業機等の装着が可能な場合はその質量も含む)が90kg以上のものは、駐車ブレーキを装備すること。ただし、駐車ブレーキが無くともその目的が達せられる構造のものはこの限りでない。	(3.1に移動)		
174	×	×	×	×	×	3	2	0	0	0	0	被けん引式作業機は、駐車ブレーキを備えていること。	(検査対象ではないため削除)		
175	×	×	×	×	×	3	2	1	0	0	0	被けん引式作業機のけん引車は、駐車ブレーキは歯止めでもよいが、これを格納する場所が本機にあること。	(検査対象ではないため削除)		
176	×	×	×	×	×	3	3	0	0	0	0	単軌条運搬機のけん引車は、駐車ブレーキ、降坂ブレーキ及び緊急ブレーキを備えていること。また、乗用台車は、けん引車と別系統の降坂ブレーキ及び作業者が手足で操作できる駐停車ブレーキを備えていること。	(検査対象ではないため削除)		
177	×	×	×	×	×	3	3	1	0	0	0	けん引車の駐停車ブレーキは、機械的にロックできること。	(検査対象ではないため削除)		
178	×	×	×	×	×	3	3	2	0	0	0	駐停車ブレーキ、降坂ブレーキ、緊急ブレーキは、登坂方向が前後進のいずれでも同様に作動する構造であること。	(検査対象ではないため削除)		
179	×	×	×	×	×	3	3	3	0	0	0	乗用台車の駐停車ブレーキを作動させた後は、レバーやペダルが自動的にロックされる構造であること。	(検査対象ではないため削除)		
180	○	○	○	○	○	4	0	0	0	0	0	運転席及び作業場所			
181	○	×	○	○	×	4	1	0	0	0	0	作業者が乗る機械は、安全でかつ容易に乗降できるよう握り又は手掛り及びステップを装備していること。これらは、標準的な農業者が乗降する際の際のすべての状況において、両手及び両足のうち3箇所以上を保持できる構造であること。ただし、機械自体にそれらに相当するものがある場合はこの限りでない。	作業者が乗る機械は、安全でかつ容易に乗降できるよう握り又は手掛り及びステップを装備していること。これらは、標準的な農業者が乗降する際の際のすべての状況において、両手及び両足のうち3箇所以上を保持できる構造であること。	機械自体に握り又は手掛り及びステップに相当するものがある場合は、この限りでない。なお、握り及び手掛かりの手を掛けることができる最下部の位置は地面から1500mm以下とすること。	
182	○	○	○	○	○	4	1	1	0	0	0	乗降、運転操作、作業時に衣服等が引っかかるおそれのある突起物がないこと。			
183	○	×	○	○	×	4	1	2	0	0	0	ステップは、泥等が堆積してもそれらが抜けやすく滑りにくい構造であること。	ステップは乗降が容易に行えるよう適切な位置と間隔に配置され、泥等が堆積してもそれらが抜けやすく滑りにくい構造であること。		
184	○	×	○	○	×	4	1	2	1	0	0	作業上支障のある場合を除き、最下段は地上より550mm以下で、間隔は300mm以下であること。また、その内幅は200mm以上で奥行(爪先余裕を含む)は150mm以上であること。			

	乗 ト ラ	歩 ト ラ	コ ン バ イ ン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則
						a	b	c	d	e	f				
185	○	×	○	○	×	4	1	2	2	0	0	単独ステップの場合のステップとプラットフォーム又はステップとフットプレートとの間隔は350mm以下であること。			
186	○	×	○	○	×	4	1	3	0	0	0	ステップは、階段状に配置されていること。ただし、単独ステップの場合はこの限りでない。			
187	○	×	○	○	×	4	2	0	0	0	0	作業者が座って作業する機械には、座席及び適当なフットプレートが設けられていること。座席は、作業者の身体を適切に保持し、身体が座席から滑り落ちない構造であること。また、運転者用座席は、運転者の体格に応じて調節できる構造であること。		座席の調節範囲は、前後方向については50mm以上であること。 必要に応じて、座席の前方、側方に握り等を設け、転落を防止できる構造であること。 運転席が左右に回転することが可能な場合は、回転をロックできる構造であること。	
188	○	×	○	○	×	4	2	1	0	0	0	座席の調節範囲は、前後方向については50mm以上であること。	(4.2の解説に移動)		
189	×	×	×	×	×	4	2	2	0	0	0	歩行・乗用兼用型機械の座席は、乗用型機械と同等であること。	(検査対象ではないため削除)		
190	○	×	○	○	×	4	2	3	0	0	0	必要に応じて、座席の前方、側方に握り等を設け、転落を防止できる構造であること。	(4.2の解説に移動)		
191	○	×	○	○	×	4	2	4	0	0	0	運転席が左右に回転することが可能な場合は、回転をロックできる構造であること。	(4.2の解説に移動)		
192	×	×	×	×	×	4	2	5	0	0	0	乗車運転が可能な単軌条運搬機の座席は、軌条の傾斜に応じた平衡調整ができる構造であること。	(検査対象ではないため削除)		
193	○	×	○	○	×	4	3	0	0	0	0	走行中に作業者が立つ必要のあるプラットフォームは、水平で表面が滑らない構造とし、周囲にはガードレール及びつま先板を備えていること。ただし、機械自体にガードレール及びつま先板に相当するものがある場合はこの限りでない。		プラットフォームは、エキスパンドメタル製のもの又は滑らず足が入るような隙間がないもので、確実に固定されていること。 プラットフォームの周囲には、作業上支障のある部分を除き、高さ75mm以上のつま先板が設けられていること。	
194	○	×	○	○	×	4	3	1	0	0	0	プラットフォームは、エキスパンドメタル製のもの又は滑らず足が入るような隙間がないもので、確実に固定されていること。	(4.3の解説に移動)		
195	○	×	○	○	×	4	3	2	0	0	0	プラットフォームの周囲には、作業上支障のある部分を除き、高さ75mm以上のつま先板が設けられていること。	(4.3の解説に移動)		
196	○	×	○	○	○	4	4	0	0	0	0	高所において作業が行われる場合には、ガードレール、はしご等により安全に作業ができるような構造とすること。また、はしご上での作業は両手及び両足のうち3箇所以上を保持した状態で行うことができるものに限る。		ガードレールの高さは、作業上支障のある場合を除き、プラットフォームから1mとし、ガードレールとプラットフォームの間にもレールを設けること。 作業者が出入りするための扉は、確実に閉じられる構造であること。	
197	○	×	○	○	○	4	4	1	0	0	0	ガードレールの高さは、作業上支障のある場合を除き、プラットフォームから1mとし、ガードレールとプラットフォームの間にもレールを設けること。	(4.4の解説に移動)		
198	○	×	○	×	○	4	4	2	0	0	0	作業者が出入りするための扉は、確実に閉じられる構造であること。	(4.4の解説に移動)		
199	×	×	×	×	×	4	4	3	0	0	0	農用高所作業機のうち張出し板を有するものにあつては、安全帯を備えていること。	(検査対象ではないため削除)		
200	×	×	○	×	○	4	4	4	0	0	0	(新規)	はしごは、不用意に外れない構造であること。また、内幅は300mm以上、踏棧間隔は350mm以下で、かつ等間隔であること。 高所へのはしごを備える機械であつて、ガードレール等の作業者の転落を防止する構造を備えることができない場合には、作業者がはしごを容易に使用できない構造とすること。		
201	○	×	○	×	×	4	5	0	0	0	0	運転室の風防及び窓には、安全ガラス又はそれと同等のものを使用すること。	運転室の風防及び窓には、安全ガラス又はそれと同等のものを使用すること。		
202	○	○	○	○	○	4	6	0	0	0	0	夜間作業が可能な機械は、当該作業に必要な箇所を照明するための作業灯を備えること。	夜間作業を行う機械は、当該作業に必要な箇所を照明するための作業灯を備えること。	照明のある屋内等に設置して使用するもので、その照明により作業が安全に行えると認められるものは除く。	
203	○	○	○	○	○	4	7	0	0	0	0	運転席及び作業場所における、騒音及び振動が著しく大きくないこと。			
204	○	○	○	○	×	4	8	0	0	0	0	自走式の機械においては、前方視界が著しく悪くないこと。			

	乗 ト ラ	歩 ト ラ	コ ン バ イ ン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則	
						a	b	c	d	e	f					
205	○	○	○	○	○	5	0	0	0	0	0	0	運転・操作装置			
206	○	○	○	○	○	5	1	0	0	0	0	0	かじ取り装置、変速レバー、ブレーキ、クラッチ、スイッチ等の運転・操作装置は、通常の作業位置で安全、かつ容易に操作できるよう配置されていること。また、その装置の有する機能、操作方法等が明確に表示されていること。運転・操作装置には、運転者が定位置において機械を走行させながら調節する箇所を含む。	かじ取り装置、変速レバー、ブレーキ、クラッチ、スイッチ等の運転・操作装置は、通常の作業位置で安全、かつ容易に操作できるよう配置されていること。また、その装置の有する機能、操作方法等が明確に表示されていること。	運転・操作装置には、運転者が定位置において機械を走行させながら調節する箇所を含む。	
207	×	×	×	×	×	5	1	1	0	0	0	0	歩行・乗用兼用型の機械にあっては、乗用運転時には乗用型としての、歩行運転時には歩行型としての操作性を有していること。	(検査対象ではないため削除)		
208	○	○	○	○	○	5	1	2	0	0	0	0	運転・操作装置の配置、操作方向			
209	○	○	○	○	○	5	1	2	1	0	0	0	操向装置、ブレーキ、主クラッチ、アクセル、動力源遮断装置及び走行変速レバーは、原則としてISO 4254-1:2013の3.5fより定義される範囲に配置され、運転者が定位置において容易に操作できること。		安全性等に支障がないと認められる場合は、この限りでない。	
210	○	○	○	○	○	5	1	2	2	0	0	0	運転・操作装置の操作方向は、一般の機械・器具と類似していること。	(削除する)		
211	○	○	○	○	○	5	1	2	3	0	0	0	動力源始動装置は、運転位置から容易に手が届くこと。時計回りに回すこと又は押すことで始動(点火)し、反時計回りに回すことで停止すること。なお、予熱栓がある場合は、この操作は始動位置の前になるようにするか反時計回りに回してもよい。動力源遮断装置については、キースイッチは反時計方向に回すことで、押しボタン式の場合は押すことで、プルスイッチは引くことでそれぞれ停止すること。	動力源始動装置は、運転位置から容易に手が届くこと。時計回りに回すこと又は押すことで始動(点火)すること。なお、予熱栓がある場合は、この操作は始動位置の前になるようにするか反時計回りに回してもよい。動力源遮断装置については、キースイッチは反時計方向に回すことで、押しボタン式の場合は押すことで、プルスイッチは引くことでそれぞれ停止すること。		
212	○	×	○	○	×	5	1	2	4	0	0	0	乗用型機械のアクセルレバーは、運転者の前方かつ右側で手が容易に届く範囲にあること。ただし、運転者の乗降が右側に限定せざるを得ない機種において、アクセルレバーを右側に配置することにより安全性、操作性に支障をきたす場合又はアクセルレバーが前方に無くてもそれと同等の機能等を有する装置が前方かつ右側に配置されている場合はこの限りでない。			
213	○	×	○	○	×	5	1	2	5	0	0	0	アクセルペダルは、運転者の右足が容易に届く範囲で、ブレーキペダルがある場合は、その右側に位置していること。ペダルを前方又は下方に押すことで、加速すること。	アクセルペダルは、運転者の右足が容易に届く範囲で、ペダルを前方又は下方に押すことで、加速すること。ブレーキペダルがある場合は、アクセルペダルの左端と右端の中心線が、ブレーキペダルの左端と右端の中心線よりも右側に位置し、踏み間違いが起りにくい配置とすること。	左右独立ブレーキの場合の中心線は、左右のペダルが隣接する間を通る線とする。また、アクセルペダルの形状が長方形であり、長辺方向が機体中心線に対して斜めに配置されている場合の中心線は、機体中心線に平行な直線がアクセルペダルの左端及び右端と接する点の中央を通る線とする。	
214	○	○	○	○	×	5	1	2	6	0	0	0	ブレーキレバーは、運転席において引くと作動するものであること。	駐車ブレーキレバーは、運転者が定位置において引くと作動するものであること。	駐車ブレーキを作動させるための操作方向等が明示されているものは、この限りでない。	
215	○	×	○	○	×	5	1	2	7	0	0	0	ブレーキペダル(クラッチペダルを兼ねるものは除く)は、運転者の右足操作に支障のない位置に配置すること。ペダルを前方又は下方に押すことで、作動すること。なお、左右独立ブレーキの場合は、片効きとならないよう連結して使用できること。	ブレーキペダル(クラッチペダルを兼ねるものは除く)は、原則として運転者の右足操作に支障のない位置に配置すること。ペダルを前方又は下方に押すことで、作動すること。なお、左右独立ブレーキの場合は、片効きとならないよう連結して使用できること。		
216	○	○	○	○	×	5	1	2	8	0	0	0	走行(主)クラッチには、以下が適用される。			
217	○	○	○	○	×	5	1	2	8	1	0	0	前後に操作するクラッチレバーは、運転者側に引くと動力が遮断する構造であること。			
218	○	○	○	○	×	5	1	2	8	2	0	0	握って操作するクラッチレバーは、クラッチを握ることで動力が伝達される構造であること。			
219	○	×	○	○	×	5	1	2	8	3	0	0	ペダルの場合は、運転者の左足操作に便利な位置に配置すること。ペダルを前方又は下方に押すことで、動力が遮断する構造であること。			
220	×	○	○	○	×	5	1	2	8	4	0	0	歩行型機械の主クラッチレバーは、左側に配置すること。ただし、運転操作部が機体中心より右側にあり、クラッチ操作部を左側に配置することが困難な機械にあってはこの限りでない。			
221	○	○	○	○	×	5	1	2	9	0	0	0	前後進レバーは、車両の前進には前方へ、後進には後方へ操作する構造であること。			

	乗 ト ラ	歩 ト ラ	コ ン バ イ ン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則
						a	b	c	d	e	f				
222	○	○	○	○	×	5	1	2	10	0	0	変速・方向組み合わせレバー(HSTレバー、前・後進無段変速レバーをいう)の操作は、前進方向及び前進速度を速めるためには中立位置から前方へ動かし、後進方向及び後進速度を速めるためには中立位置から後方へ動かす方式であること。なお、中立位置を介して前進から後進へ直接入るものは、明確な中立位置を設けること。			
223	○	×	○	○	×	5	1	2	11	0	0	乗用型機械のデフロックペダル又はレバーは、運転者の右足又は右手操作に支障のない位置に配置し、前方又は下方へ動かすことでデフロックが作動すること。ただし、右足又は右手で操作する構造が技術的に困難である機械で、安全性等に支障がない場合はこの限りでない。	乗用型機械のデフロックペダル又はレバーは、運転者の右足又は右手操作に支障のない位置に配置し、前方又は下方に動かすことで作動すること。	位置について、右足又は右手による操作が困難な機械で、安全性等に支障がない場合はこの限りでない。	
224	○	×	×	×	×	5	1	2	12	0	0	農用トラクター(乗用型)の昇降レバーは運転者の右手操作に支障のない位置にあること。レバーを上方又は後方へ動かすことで作用部が上昇すること。ダイヤル式の場合は、右に回すことにより上昇すること。	農用トラクター(乗用型)の昇降レバーは運転者の右手操作に支障のない位置にあること。レバーを上方又は後方へ動かすことで作用部が上昇すること。		
225	×	×	×	×	×	5	1	2	13	0	0	農用高所作業機は、昇降装置又は起伏装置等の操作装置を作業台上に備えていること。昇降装置又は起伏装置等の操作装置は、操作している間のみそれらが作動する構造であること。ただし、それらの作動を即座に停止できる装置を備えている場合はこの限りでない。	(検査対象ではないため削除)		
226	○	○	○	○	×	5	2	0	0	0	0	かじ取り機構は、操向車輪の反作用によってかじ取りハンドル又はレバーが急激に動くことがない構造であること。			
227	○	×	○	○	×	5	3	0	0	0	0	ペダル類は、大きさ及び形状が適当なものであり、運転者が足を踏み外すことのないよう表面に滑り止めが施されていること。			
228	○	×	○	○	×	5	4	0	0	0	0	乗用型の機械でデフロック、前輪増速装置、左右独立ブレーキの連結装置はそれぞれ機能状態を示す表示ランプ等を備え、不意に作動しない構造であること。		デフロックの表示装置については、デフロックペダル又はデフロックレバーを操作している間だけロックする構造のもの又はレバーの操作位置が運転席から明らかに見え、表示装置と同様な機能を有するものは表示装置を必要としない。左右独立ブレーキを有するものにあつては、左右のブレーキペダルの非連結状態を表す装置を備えていること。	
229	○	○	○	○	×	5	4	1	0	0	0	デフロックの表示装置については、デフロックペダル又はデフロックレバーを操作している間だけロックする構造のもの又はレバーの操作位置が運転席から明らかに見え、表示装置と同様な機能を有するものは表示装置を必要としない。	(5.4の解説に移動)		
230	○	×	○	○	×	5	4	2	0	0	0	左右独立ブレーキを有するものにあつては、左右のブレーキペダルの非連結状態を表す装置を備えていること。	(5.4の解説に移動)		
231	○	×	○	○	×	5	5	0	0	0	0	運転位置から機体後方を確認することが困難な自走式機械にあつては、後退ときに警音を発する装置を備えていること。			
232	○	○	○	○	○	5	6	0	0	0	0	昇降部の操作装置は、不意な操作を防止する装置が施されているか又は不意な操作を防止できるような位置に取付けられていること。なお、固定装置を有する場合はこれを含む。		乗降時や運転中の接触により、不意に作動することを防止する構造にするか又は不意に接触しないような位置に配置すること。	
233	○	○	○	○	○	5	6	1	0	0	0	乗降時や運転中の接触により、不意に作動することを防止する構造にするか又は不意に接触しないような位置に配置すること。	(5.6の解説に移動)		
234	×	×	×	×	×	5	6	2	0	0	0	農用高所作業機の走行装置(作業台上で操作するものに限る)及び昇降装置又は起伏装置等の操作装置は、接触等により不意に作動することを防止する構造であること。	(検査対象ではないため削除)		
235	×	×	×	×	×	5	7	0	0	0	0	動力刈取機(刈払型)及び動力摘採機にあつては、ハンドルの固定が確実でゆるまない構造であり、ハンドルに対する駆動軸及び刈刃の角度及び相対位置がいずれも変わらない構造であること。	(検査対象ではないため削除)		
236	×	×	×	×	×	5	7	1	0	0	0	動力摘採機にあつては、ここでいうハンドルとは支持ハンドルをいい、可搬型では歯付き座金等を使用し、ゆるみ止めが施されていること。	(検査対象ではないため削除)		
237	○	○	○	○	○	5	8	0	0	0	0	運転・操作装置の操作力は、著しく大きくないこと。			
238	○	○	○	○	○	5	9	0	0	0	0	表示			
239	○	○	○	○	○	5	9	1	0	0	0	通常の運転席から見える位置に、機能、操作方向を表示すること。ただし、かじ取りハンドル、ブレーキペダル、クラッチペダル、サイドクラッチのようにその機能、操作方向等が明らかなのは表示がなくてもよい。	通常の運転席から見える位置に、機能、操作方向を表示すること。	かじ取りハンドル、ブレーキペダル、クラッチペダル、サイドクラッチのようにその機能、操作方向等が明らかなのはこの限りではない。	

	乗 ト ラ	歩 ト ラ	コ ン バ イ ン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則
						a	b	c	d	e	f				
240	○	○	○	○	○	5	9	2	0	0	0	表示には、作業者が容易に理解できる言葉、ピクトグラム等を使用すること。なお、次のいずれかに該当する英字は使用してもよい。	表示には、作業者が容易に理解できる言葉、ピクトグラム等を使用すること。	次のいずれかに該当する英字は使用してもよい。 JIS又はISO規格に規定してある場合。 日本語又は識別記号が併記してある場合。 ピクトグラム等が併記してある計器類の表示に用いる場合。 一般に用いられており、誤操作のおそれがないと認められる場合。 単位又は一般用語として用いられている場合。	
241	○	○	○	○	○	5	9	2	1	0	0	JIS又はISO規格に規定してある場合。	(5.9.2の解説に移動)		
242	○	○	○	○	○	5	9	2	2	0	0	日本語又は識別記号が併記してある場合。	(5.9.2の解説に移動)		
243	○	○	○	○	○	5	9	2	3	0	0	ピクトグラム等が併記してある計器類の表示に用いる場合。	(5.9.2の解説に移動)		
244	○	○	○	○	○	5	9	2	4	0	0	一般に用いられており、誤操作のおそれがないと認められる場合。	(5.9.2の解説に移動)		
245	○	○	○	○	○	5	9	2	5	0	0	単位又は一般用語として用いられている場合。	(5.9.2の解説に移動)		
246	○	○	○	○	○	5	9	3	0	0	0	識別記号を用いる場合は、ISO3767:2016又はJIS B9126:2012「農業機械—操縦装置及び表示用識別記号—」に準拠すること。			
247	○	○	○	○	○	5	9	4	0	0	0	運転・操作装置の名称は、一般に用いられているもの又は作業者が当該装置の機能を理解するのに役立つようなものであること。			
248	×	×	×	×	×	5	9	5	0	0	0	農用高所作業機のうち、作業台上で走行操作が可能でフームが旋回するものは、作業台上の作業者が見やすい車体上の箇所に、車体の前後方向を示す表示をすること。	(検査対象ではないため削除)		
249	○	○	○	○	○	5	9	6	0	0	0	原則として、ランプによる表示の色は、通常の状態を表示する場合は「緑色」、注意を要する状態を意味する場合は「黄色」、危険を意味する場合は「赤色」、非常事態を意味する場合は「赤色」の点滅とする。また、警報音を併用すること。ただし、電気を動力源とする機械で、スイッチ「入」の状態を表示する場合は原則として「赤色」とすること。また、機械の状態表示部は、通電状態表示と錯覚・誤認しないように配置すること。			
250	×	○	×	×	×	5	9	7	0	0	0	農用トラクター(歩行型)のうち、ハンドルが標準の位置から90度以上回動し、かつサイドクラッチを有するものにあつては、ハンドルを回動させるために、サイドクラッチの付替を指示する表示をすること。ただし、自動切替式のものを除く。			
251	○	○	×	×	×	6	0	0	0	0	0	作業機取付装置及び連結装置			
252	○	○	×	×	×	6	1	0	0	0	0	搭載式作業機には、適切なヒッチ装置を、また、けん引機械及び被けん引式作業機には、適切なけん引装置を備えていること。	けん引式作業機を装着できる機械は、適切なヒッチ装置を備えていること。	けん引桿及びヒッチ等はJIS規格、ISO規格等に準拠したものであること。	
253	○	○	×	×	×	6	1	1	0	0	0	けん引桿及びヒッチ等はJIS規格、ISO規格等に準拠したものであること。	(6.1の解説に移動)		
254	×	×	×	×	×	6	2	0	0	0	0	連結しないと安定しない搭載式又は被けん引式作業機には、転倒を防止するための支持具を備えていること。	(検査対象ではないため削除)		
255	×	×	×	×	×	6	2	1	0	0	0	支持具は、スタンド又は同等の機能を有する装置もしくはジャッキ等をいう。	(検査対象ではないため削除)		
256	×	×	×	×	×	6	2	2	0	0	0	支持具は紛失しないよう機体に取り付けてあること。ただし、作業上支障がある場合は取外せる構造でもよい。	(検査対象ではないため削除)		
257	×	×	×	×	×	6	3	0	0	0	0	ヒッチ点荷重が250Nを超える被けん引式作業機には、手で持ち上げることなく、けん引機械に装着できる手段を備えていること。	(検査対象ではないため削除)		
258	×	×	×	×	×	6	3	1	0	0	0	ヒッチ点荷重は、無載荷の状態ヒッチ点の高さが400mmのときの値とする。	(検査対象ではないため削除)		
259	×	×	×	×	×	6	4	0	0	0	0	単軌条運搬機には、主副二系統の連結装置を備えていること。	(検査対象ではないため削除)		
260	×	×	×	×	×	6	4	1	0	0	0	単軌条運搬機の副連結装置には、チェーン、ワイヤー等を使用すること。	(検査対象ではないため削除)		
261	○	○	○	○	○	7	0	0	0	0	0	安全標識			
262	○	○	○	○	○	7	1	0	0	0	0	次の部分の近くには、耐久性のある安全標識を貼付すること。			
263	○	○	○	○	○	7	1	1	0	0	0	作業上、ガードで防護することが困難な作用部			
264	○	○	○	○	○	7	1	2	0	0	0	通常の作業中又は点検・修理時に、作業者に危険を及ぼすおそれのある部分			

	乗 ト ラ	歩 ト ラ	コ ン バ イ ン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則
						a	b	c	d	e	f				
265	○	○	○	○	○	7	1	3	0	0	0	運転操作及び作業上の注意事項についての安全標識のほか、次の項目に該当する場所には安全標識を貼付すること。			
266	○	○	○	○	○	7	1	3	1	0	0	作業機等の不意の昇降又は動きが作業者に危険を及ぼす部分			
267	○	○	○	○	○	7	1	3	2	0	0	容易に閉閉又は取外し可能な監視窓及び1.2.5.4に該当するガード			
268	○	○	○	○	×	7	1	3	3	0	0	移動時に装着すべき安全装備又は折りたたむ必要がある部分、あるいは乗ることを禁止する部分			
269	×	×	×	×	×	7	1	3	4	0	0	動力源を有しない機械の入力軸の回転方向及び常用回転数、最高回転数	(検査対象ではないため削除)		
270	○	○	○	○	○	7	1	3	5	0	0	バネ、蒸気、はずみ車、高圧作動油等のエネルギーを蓄えてある部分			
271	○	○	○	○	○	7	1	3	6	0	0	駆動用電源が閉路の状態で開催可能な運転操作盤			
272	○	○	○	○	○	7	1	3	7	0	0	燃料の給油口・燃料タンク			
273	○	○	○	○	○	7	1	3	8	0	0	作物くず等が飛散する部分			
274	○	○	○	○	○	7	1	3	9	0	0	作業者が材料を供給する部分			
275	○	○	○	○	○	7	1	3	10	0	0	作業中の可動部への接近に注意を喚起することが必要な部分			
276	○	○	○	○	○	7	1	3	11	0	0	けん制金具又は規制装置等を使用すべき部分			
277	○	○	○	○	○	7	1	3	12	0	0	1.2.5.3に該当する部分。ただし、安全標識以外の防護を有する場合を除く。			
278	○	×	○	○	×	7	1	3	13	0	0	作業のために取外す等、一時的に位置を変えることのできる構造の低速車両であることを知らせる表示が装備されている部分			
279	○	○	○	○	○	7	1	3	14	0	0	その他、機種毎に定める部分	(削除する)		
280	○	×	×	×	×	7	1	3	14	1	0	農用トラクター(乗用型)の安全標識にあっては、上記安全標識のほか、シートベルトの装着を喚起する単独の安全標識を貼付すること。			
281	×	×	×	×	×	7	1	3	14	2	0	農用高所作業機の安全標識にあっては、次の項目が記載されていること。	(検査対象ではないため削除)		
282	×	×	×	×	×	7	1	3	14	2	1	作業範囲及び積載荷重を超えて荷を積むことの禁止	(検査対象ではないため削除)		
283	×	×	×	×	×	7	1	3	14	2	2	作業可能傾斜角度	(検査対象ではないため削除)		
284	×	×	×	×	×	7	1	3	14	2	3	アウトリガーを使用すること(アウトリガーがある場合)	(検査対象ではないため削除)		
285	×	×	×	×	×	7	1	3	14	2	4	作業台を上昇した状態で点検するときは落下防止対策をすること	(検査対象ではないため削除)		
286	×	×	×	×	×	7	1	3	14	2	5	強風下での作業、軟弱地での上昇作業の禁止	(検査対象ではないため削除)		
287	×	×	×	×	×	7	1	3	14	2	6	作業台上での補助台又ははしご等の使用禁止	(検査対象ではないため削除)		
288	×	×	×	×	×	7	1	3	14	2	7	荷物は作業台の中央に乗せること	(検査対象ではないため削除)		
289	×	×	×	×	×	7	1	3	14	2	8	共同作業時の安全確認	(検査対象ではないため削除)		
290	×	×	×	×	×	7	1	3	14	2	9	安全帯の使用(安全帯がある場合)	(検査対象ではないため削除)		
291	×	×	×	×	×	7	1	3	14	2	#	改造の禁止	(検査対象ではないため削除)		
292	○	○	○	○	×	7	1	4	0	0	0	内燃機関を動力源とするものにおいて、燃料の給油口のそばに燃料の種類を表示すること。			
293	○	○	○	○	○	7	2	0	0	0	0	安全標識は、作業者が容易に理解できるピクトグラム、文字等を使用したものであること。	安全標識は、作業者が容易に理解できるピクトグラム、文字等を使用し、通常の使用条件下で、ピクトグラム、文字等が消えないもので、めくれや膨れ等がなく、容易に剥がれないものであること。	安全標識の様式は、原則としてJIS B9100:2012「農業機械—安全標識及び危険図—一般原則」又はISO11684:1995によるものとする。	
294	○	○	○	○	○	7	2	1	0	0	0	安全標識の様式は、原則としてJIS B9100:2012「農業機械—安全標識及び危険図—一般原則」又はISO11684:1995によるものとする。	(7.2の解説に移動)		
295	○	○	○	○	○	7	2	2	0	0	0	安全標識は、通常の使用条件下で、ピクトグラム、文字等が消えないもので、めくれや膨れ等がなく、容易に剥がれないものであること。	(7.2に移動)		
296	○	○	○	○	○	8	0	0	0	0	0	取扱性			
297	○	○	○	○	○	8	1	0	0	0	0	取扱説明書は、安全に係わる事項が記載され、機械毎に用意されていること。			
298	○	○	○	○	○	8	1	1	0	0	0	取扱説明書は、わかりやすい日本語で記載、表示されており、使用用語は統一されていること。また、同一の取扱説明書で、複数の型式又は仕様の機械を説明する場合は、それぞれの機械の説明が明確にされていること。			

	乗 ト ラ	歩 ト ラ	コ ン バ イ ン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則
						a	b	c	d	e	f				
299	○	○	○	○	○	8	1	2	0	0	0	取扱説明書に次の事項が、明記されていること。 ただし、当該機械に該当しない事項は除く。			
300	○	○	○	○	○	8	1	2	1	0	0	使用前に関する事項		機械の組立に関する事項 作業者の健康状態及び作業者の制限に関する事項 服装、防具着用及びオプションな防護装置等の装着奨励に関する事項 機械の機能に適さない使用に関する事項 道路運送車両法等関連法規に関する事項 第三者、特に子供に関する注意事項 燃料、農薬等使用する資材に関する事項 機械の運搬に関する事項 機体に明示されている表示等に関する事項	
301	×	×	×	×	○	8	1	2	1	1	0	機械の組立に関する事項	(8.1.2.1の解説に移動)		
302	○	○	○	○	○	8	1	2	1	2	0	作業者の健康状態及び作業者の制限に関する事項	(8.1.2.1の解説に移動)		
303	○	○	○	○	○	8	1	2	1	3	0	服装、防具着用及びオプションな防護装置等の装着奨励に関する事項	(8.1.2.1の解説に移動)		
304	○	○	○	○	○	8	1	2	1	4	0	機械の機能に適さない使用に関する事項	(8.1.2.1の解説に移動)		
305	○	×	○	○	×	8	1	2	1	5	0	道路運送車両法等関連法規に関する事項	(8.1.2.1の解説に移動)		
306	○	○	○	○	○	8	1	2	1	6	0	第三者、特に子供に関する注意事項	(8.1.2.1の解説に移動)		
307	○	○	○	○	○	8	1	2	1	7	0	燃料、農薬等使用する資材に関する事項	(8.1.2.1の解説に移動)		
308	○	○	○	○	○	8	1	2	1	8	0	機械の運搬に関する事項	(8.1.2.1の解説に移動)		
309	○	○	○	○	○	8	1	2	1	9	0	機体に明示されている表示等に関する事項	(8.1.2.1の解説に移動)		
310	○	○	○	○	○	8	1	2	2	0	0	始業点検に関する事項		安全使用に関して必要な点検準備及び方法	
311	○	○	○	○	○	8	1	2	2	1	0	安全使用に関して必要な点検準備及び方法	(8.1.2.2の解説に移動)		
312	○	○	○	○	○	8	1	2	3	0	0	作業中の注意事項		機械の正しい使い方に関する事項 機械の正しい使用姿勢に関する事項 作業者以外の周囲の者に注意を喚起する事項	
313	○	○	○	○	○	8	1	2	3	1	0	機械の正しい使い方に関する事項	(8.1.2.3の解説に移動)		
314	○	○	○	○	○	8	1	2	3	2	0	機械の正しい使用姿勢に関する事項	(8.1.2.3の解説に移動)		
315	○	○	○	○	○	8	1	2	3	3	0	作業者以外の周囲の者に注意を喚起する事項	(8.1.2.3の解説に移動)		
316	○	○	○	○	○	8	1	2	4	0	0	使用後に関する事項		主要点検箇所及び点検方法に関する事項 機械で使用した資材等の処理・処分に関する事項 長期間格納する場合の注意事項	
317	○	○	○	○	○	8	1	2	4	1	0	主要点検箇所及び点検方法に関する事項	(8.1.2.4の解説に移動)		
318	○	○	○	○	○	8	1	2	4	2	0	機械で使用した資材等の処理・処分に関する事項	(8.1.2.4の解説に移動)		
319	○	○	○	○	○	8	1	2	4	3	0	長期間格納する場合の注意事項	(8.1.2.4の解説に移動)		
320	○	○	○	○	○	8	1	2	5	0	0	その他必要な事項		使用者が行ってはいけない点検・修理に関する事項 機械についての連絡・問合せに関する事項 その他	
321	○	○	○	○	○	8	1	2	5	1	0	使用者が行ってはいけない点検・修理に関する事項	(8.1.2.5の解説に移動)		
322	○	○	○	○	○	8	1	2	5	2	0	機械についての連絡・問合せに関する事項	(8.1.2.5の解説に移動)		
323	○	○	○	○	○	8	1	2	5	3	0	その他	(8.1.2.5の解説に移動)		
324	○	○	○	○	○	8	2	0	0	0	0	その他、取扱上支障となるようなことのないこと。			
325	×	×	×	×	×	9	0	0	0	0	0	その他	(検査対象ではないため削除)		
326	×	×	×	×	×	9	1	0	0	0	0	以下の個別の機械にあつては、これに必要な防護対策が施されていること。	(検査対象ではないため削除)		

	乗 ト ラ	歩 ト ラ	コ ン バ イ ン	田 植 機	乾 燥 機	基準番号						現行基準(2019年基準Ver.2.1)	基準(案)	解説(案)	附則
						a	b	c	d	e	f				
327	×	×	×	×	×	9	1	1	0	0	0	単軌条運搬機は、けん引車の駆動輪とかみ合う軌条部分への給油装置を備えていること。なお、乗用型で給油操作が手動式のものにあつては、運転席から容易に操作できること。また、乗用台車駐停車ブレーキを作動させた場合に、それと連動して機関が停止するか又は遠心クラッチがつかない機関回転数になる等、けん引車の駆動力が断たれる構造であること。	(検査対象ではないため削除)		
328	×	×	×	×	×	9	1	2	0	0	0	圃場内運搬機のうち乗用型及び歩行・乗用兼用型は、最高速度が15km/h以下であること。ただし、歩行・乗用兼用型における歩行時の速度は基準2.9を適用する。	(検査対象ではないため削除)		
329	×	×	×	×	×	9	1	3	0	0	0	農用高所作業機にあつては、構造に応じて次の防護対策が施されていること。	(検査対象ではないため削除)		
330	×	×	×	×	×	9	1	3	1	0	0	垂直昇降型のもの、積載荷重を超える荷重を作業台上にかけたときに、昇降装置の作動を自動的に停止させる装置又は警音を発する装置を備えていること。	(検査対象ではないため削除)		
331	×	×	×	×	×	9	1	3	2	0	0	垂直昇降型以外のものは、作業台を平衡な状態に保持するための平衡装置を備えていること。	(検査対象ではないため削除)		
332	×	×	×	×	×	9	1	3	3	0	0	作業範囲(安定度に応じて定められた作業台を動かすことができる範囲)を超えて作業台が操作されたときに、起伏装置、伸縮装置等の作動を自動的に停止する装置又は警音を発する装置を備えていること。	(検査対象ではないため削除)		
333	×	×	×	×	×	9	1	3	4	0	0	アウトリガーを有するものは、アウトリガーの未使用を示すランプ等を備えていること。ただし、アウトリガーを使用しないと昇降装置、起伏装置等が動かないものはこの限りでない。	(検査対象ではないため削除)		
334	×	×	×	×	×	9	1	3	5	0	0	昇降装置、起伏装置、伸縮装置、屈折装置及び平衡装置は、当該油圧の異常低下による作業台の急激な降下等を防止するための装置を備えていること。	(検査対象ではないため削除)		
335	×	×	×	×	×	9	1	3	6	0	0	機関が停止しても、作業台上の作業者が安全に地上に降りることができる構造であること。	(検査対象ではないため削除)		
336	×	×	×	×	×	9	1	3	7	0	0	作業台の高さが地面から2m以上のときには、1km/hを超えて自走できない構造であること。	(検査対象ではないため削除)		
337	×	×	×	×	×	9	1	3	8	0	0	油圧装置には、油圧の過度の上昇を防止するための安全弁を備えていること。	(検査対象ではないため削除)		
338	×	×	×	×	×	9	1	4	0	0	0	動力刈取機(刈払型)は、保護めがねを装備していること。	(検査対象ではないため削除)		
339	×	×	×	×	×	9	2	0	0	0	0	下記の機械にあつては、別に定める構造・性能等の要件を満たしていること。	(検査対象ではないため削除)		
340	×	×	×	×	×	9	2	1	0	0	0	単軌条運搬機のブレーキ性能等は、別に定める試験方法に示す基準を満たすこと。	(検査対象ではないため削除)		
341	×	×	×	×	×	9	2	2	0	0	0	圃場内運搬機のブレーキ性能、安定度等は、別に定める試験方法に示す基準を満たすこと。	(検査対象ではないため削除)		
342	×	×	×	×	×	9	2	3	0	0	0	農用高所作業機のブレーキ性能、安定度等は、別に定める試験方法に示す基準を満たすこと。	(検査対象ではないため削除)		
343	×	×	×	×	×	9	2	4	0	0	0	動力刈取機(刈払型)の刈刃の強度、ガード守法等は、別に定める試験方法に示す基準を満たすこと。	(検査対象ではないため削除)		